

アメリカのヘイトスピーチ規制をめぐる対立：言論の自由と批判的人権理論

著者	朴 育美
雑誌名	人権を考える
巻	23
ページ	23-39
発行年	2020-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1443/00007897/

アメリカのヘイトスピーチ規制をめぐる対立： 言論の自由と批判的人権理論

外国語学部准教授 朴 育美

1. はじめに

1980年代にアメリカで使われ始めたヘイトスピーチという言葉は「差別・憎悪・排除・暴力を煽動する目的で、人種・民族・性などにおけるマイノリティの集団または個人に対し、侮辱的な言動を露骨に行う人権侵害」のことを総称する¹。ヘイトスピーチを直訳すれば「憎悪表現」ということになるが、むしろ「差別言説」や「差別的表現」「差別煽動」などの訳語が使われているのは、ヘイトスピーチが単なる表現にとどまらず、差別に基づく暴力を煽動するという問題意識からだ。

また、ヘイトスピーチは、その社会の差別の歴史を背景に成り立っているものであり、その危害の深刻さを考えるには、差別の文脈を理解しなくてはならず、単なる「不快な表現」とは一線を画すと考えられている。実際、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア、カナダなど、多くの自由主義国が、ヘイトスピーチを「言論の自由の枠外」とし法規制してきたのは、それがマイノリティに対して実質的な危害をもたらすと同時に、社会に再び差別や偏見を助長する言説や暴力を作り出すと考えるからだ。

それに対してアメリカ連邦政府は、行為としてのヘイトクライムを「人種、宗教、民族性など、特定のカテゴリーに属する人々に対する憎悪または偏見に基づく行為を伴う犯罪」として取り締まる一方、ヘイトスピーチの規制には慎重な立場だ。後ほど詳しく見ていくが、州や自治体のレベルで施行されてきたヘイトスピーチを規制する法律が、連邦レベルでその合憲性を争われ、違憲とされてきた歴史がある。最高裁が、ヘイトスピーチ規制を違憲とする根拠は何なのか。

自由と自立を求めてイギリスから独立したアメリカは、民主主義を実践していくが、その時に最重要視された価値観の一つが言論の自由である。自由な言論は民主主義の根幹をなすと考えられ、1791年に憲法修正第一条に明記

された権利は、人々が自由に発言し、時によっては政府や権力を批判し、政治を変えていくことを可能にした。もちろんだからといってすべての言論が許容されてきたわけではない。連邦政府や州政府、自治体は、それぞれのレベルから、例えば神への冒瀆、猥褻表現、文書や口頭による名誉棄損などを言論の自由の枠外とし、それらを取り締まる規制も行ってきた。

人種差別的発言に関しても、1900年代前半には、多くの州が自らの裁量で、人種差別的言論を規制する法案を可決していた。しかし、1920年代から30年代になると、連邦最高裁が憲法修正第一条を根拠に、各州の言論規制への動きを抑制し始める。やがて差別表現を規制する州の法律は、最高裁でその合憲性を争われ、言論の自由との対比で議論されることになった²。1940年代以降、最高裁は言論の自由とヘイトスピーチ規制の論争にどのような判決を下してきたのか。

この論考では、アメリカにおけるヘイトスピーチ規制の歴史を振り返りながら、自由や公正の議論がどのように展開してきたかを考察する。最初に、1980年代以降ヘイトクライムやヘイトスピーチが社会問題化し、連邦政府が、ヘイトクライム法を制定するに至った背景を、公民権法制定後に焦点をあて振りかえる。続いて州や自治体のヘイトスピーチ規制が、言論の自由との対比でその合憲性を争われた裁判を概観しながら、連邦最高裁の立場とその変遷をたどっていく。

そして最後に、ヘイトスピーチ規制の是非をめぐる、言論の自由擁護派の議論と規制推進派の議論を、特に批判的人権理論に焦点をあてて考察する。ヘイトスピーチの法規制をめぐる二つの立場は、アメリカ社会の重要な価値観である自由と公正のせめぎあいとみることもでき、そこで議論されている論点を理解することは、アメリカ社会のコアな価値観を理解する助けとなるだろう。と同時に、グローバル社会が目指す人権概念について、日本で暮らす私たちが理解を深めるきっかけにもなるはずだ。

2. 公民権制定後のアメリカ：アファーマティブアクションとマイノリティの台頭

1964年の公民権の制定により、雇用、住居、入学、財・サービス提供における人種差別が禁止された。しかし、それらによって人種差別が解消されたわけではない。相変わらず社会的地位において、経済力において、また教育レベルにおいて、人種間の格差は残ったままだった。差別を禁止する法律だけで、社会に流動性をもたらすことはむづかしいのはなぜか。まずは、「客観的基準」とされてきた就職や入学に必要な知識やスキルが、白人に優位なもので構成されている等の、歴史や伝統の中で社会に組み込まれてきた差別の形態が公正な競争を阻害するということがある。しかし、それだけではない。

心理面でも、周りの大人に大学進学者が一人もいないマイノリティの子供にとって、大学受験資格は与えられても、自分が大学に進学することを現実味のある選択肢として考えることは難しい。職業についても同じことがいえる。彼ら／彼女らの多くは、大学に行かないことを「選択」し、周りの大人をロールモデルとし限定された選択肢の中から職業を「選択」する。しかし、このような「選択」を主体的な選択とみなしていいだろうか。

マイノリティの子供たちの「選択」の背景には、社会に蔓延する偏見が、彼らの自己肯定感や世界観を制限されたものにしていくという現実がある。人種間やジェンダー間にある進学率や経済的格差を改善するためには、単に入学や雇用の機会の平等を保障するだけでなく、社会構造に変化をもたらす人々の意識を変えていくことが必要なのだ。

このように、差別をなくすためには、より積極的な法整備や環境整備が必要であるとの観点から導入されたのが、積極的是正措置であるアファーマティブアクションだ³。歴史的に不利益を受けてきたグループに対する適切な対応なしには、自由競争は「迷信」にすぎず、社会的公正や平等は実現しないという立場だ。これは後に紹介するヘイトスピーチ規制の必要性を訴える批判的人権理論の考えに継承されていく。

アファーマティブアクションにより、大学や企業は、入学や雇用でマイノ

リティが不利にならないよう、選考基準を改正し、クォーター制を導入するなどしてマイノリティの数を確保することを義務化された。また政府受注の事業などにおいても、マイノリティが経営する企業や会社が優先して選ばれるなどの優遇措置が取られるようになった。しかし、あらかじめマイノリティに数を割り当てるようなクォーター制には反発も強く、逆差別なのではないかと、その正当性は論争の的となる。

1970年代後半には、カリフォルニア大学デーヴィス校の医学部に合格できなかった白人男性が、アファーマティブアクションを人種差別だとして訴えを起こす⁴。連邦最高裁の判決は男性の訴えを認め「クォーター制のような明白な人種枠を設けることは違憲である」としたが、同時に「人種を入学決定の多数ある要素の一つとして考慮することは違憲ではない」という判決は継続する議論を促すことになった。アファーマティブアクションの運用については、志願者の人種欄が自己申告制であること、マイノリティへの一部加点の基準があいまいである点への批判だけでなく、マイノリティの側からも「優遇措置のおかげで入学できたというレッテルを張られるのは嫌だ」という反発等もあり、その是非をめぐる議論は今日も続いている。

しかしその一方で、マイノリティが長年置かれてきた不利な状況に鑑みて「過渡的な措置」として広く社会で認められ、受け入れられてきたということも事実だろう。アファーマティブアクションの取り組みにより、企業や教育機関は積極的にマイノリティの志願者に機会を与えることとなり、これまで圧倒的に白人の人々に占められてきた高等教育機関や大企業の重役、政府の高官の役職に、マイノリティがある程度の存在感を示すことができるようになった。

しかし他方で、アファーマティブアクションを「逆差別である」ととらえる、マジョリティからの不満はくすぶり続けることとなる。80年代以降の白人至上主義者やネオナチ団体ら差別主義者の台頭の背景には、社会的地位や経済的に恵まれない、また社会の関心から取り残されたと感じるマジョリティの不満や憎しみがある。人種だけでなく、民族、国籍、宗教、性的指向など、個人の属性を理由にした差別的で残忍な犯罪が社会問題となり、ヘイトクラ

イム、ヘイトスピーチという言葉が広く使われるようになって現在に至っている。

3. ヘイトクライム規制への動き

繰り返し起こるヘイトクライムに対して、州のレベルでは法整備が進められていたが、連邦制府が具体的に動き出したのは、1990年の「ヘイトクライム統計法案」の制定からだ。この法案を踏まえ政府は「人種、宗教、性的指向、国籍、民族性を理由とする偏見に基づく犯罪⁵⁾」の実態の調査を始め、FBIが毎年、ヘイトクライムの情報を公表することとなった。

続いて、1994年には、「暴力犯罪制御法執行法」の一部として、ヘイトクライムを行った加害者に対して、通常の犯罪の刑罰より厳しい罰則を適用する法律を定めた。具体的には、加害者が被害者の人種、宗教、皮膚の色、国民的出自、民族、ジェンダー、障害または性的指向に対する偏見からの犯行であると証明された（合理的疑いの余地のない）場合、量刑を3割まで重くできることになった。

つまり、例えば10人が殺害された乱射事件があったとき、無差別に10人殺した場合より、黒人であるとか、女性であるとか、イスラム教徒であるとかといった理由で10人殺害した事件のほうが重罪になるということが法律になったのだ。アメリカ政府は、ヘイトクライムに対し加重量刑を課すことで、その抑制を狙うと同時に、多様で寛容な社会へのアメリカ社会のコミットメントを示したといえるだろう。

ところが連邦政府は、ヘイトスピーチに関する法規制には躊躇している。合衆国憲法修正第一条は「連邦議会は……言論または出版の自由を制限する法律…は、これを制定してはならない」と定めているからだ。しかしその一方で、1920年代以降散発的に作られはじめた、州や自治体レベルでのヘイトスピーチ規制を明示的に禁止していたわけでもなかった。20世紀半ばには、かなりの州や自治体のレベルで、ヘイトスピーチを規制する法律が可決、執行されていた。ただし、国レベルでの一貫した基準がない中、州や自治体のヘイトスピーチ規制の条例は、しばしばその合憲性が裁判で争われることに

なる。

裁判を通じて、連邦控訴裁や最高裁は、規制が合憲といえるかどうか、つまり規制される内容が、修正第一条によって保護されるべき範疇を超えているか否かを明らかにしていくことになったのだ。しかしそこには必ずしも一貫性はなく、時代による変遷がみられる。1940年代から50年代は、ヘイトスピーチ規制を認める判決が続いたのに対して、1960年代以降は逆に、表現の自由により広範な保護を与え、ヘイトスピーチ規制を違憲とする判例が続いた。次のセクションでは20世紀半ば以降のランドマークとなった裁判と判決を概観する。

4. ヘイトスピーチ規制をめぐる裁判と判決

1) 1942年チャプリンスキー (Chaplinsky) 判決

「公共の場所で不快な、嘲笑的な、あるいは困惑させるようなスピーチを浴びせてはならない」とするニューハンプシャー州の法律に抵触したとして、警察署長に暴言を吐いたチャプリンスキーが刑事責任を問われた。これを不服としたチャプリンスキーが州の法律は、言論の自由を保障した憲法修正第一条に抵触するとして提訴したケース。最高裁は、わいせつな言葉、名誉棄損、喧嘩言葉⁶などは、憲法修正第一条の保護の枠外であるとし、ニューハンプシャーの州法を合憲とした。個人に対する喧嘩言葉は、表現の自由では保護されないことを認めた判例として知られている。

2) 1952年ボハネ (Beauharnais) 判決

「黒人の墮落、不純、道徳の欠如から白人居住区を守れ」という内容のリーフレットを配布した白人至上主義者のボハネが、イリノイ州の法律によって、アフリカ系アメリカ人に対する名誉棄損として刑事責任を問われたケース。ボハネは、人種、肌の色、信条や宗教を理由にその集団を誹謗中傷することを禁じたイリノイ州の法律が、表現の自由を保障した修正第一条に違反するとして提訴した。連邦最高裁は、前述のチャプリンスキー判決を踏まえ、個人に対する名誉棄損は言論の自由の保護外であることを確認したうえで、個人の権利は、その個人が所属する集団にも適用可能だとし、州の法律を合憲

だと判決した。名誉棄損は、個人だけでなく集団に向けられた場合でも規制できることを示した判例として知られている⁷。

3) 1969年ブランデンバーグ (Brandenburg) 判決

KKKが集会で十字架を燃やし、白人を抑圧する政府への報復を唱道したことが、オハイオ州の「反サンディカリズム法」に抵触したとして有罪判決を受けた。「反サンディカリズム法」は社会変革を目標とする違法行為や暴力の唱道を犯罪と規定している。これに対して、KKK側は、特定の発言を禁止するオハイオ州の「反サンディカリズム法」を違憲として最高裁に提訴。最高裁の判決は、KKK側の訴えを認め「反サンディカリズム法」を憲法修正第一条の言論の自由の「内容中立の原則」⁸に鑑みて違憲とした。この判例は、犯罪行為を直接煽動すると認められない限り、人種差別的、宗教差別的発言する権利を保障した判例とされている⁹。

4) 1977年スコキー (Skokie) 事件¹⁰

アメリカのネオナチ団体であるNSPA (アメリカ国家社会主義党) が、ホロコースト生存者を含むユダヤ人が多く住むイリノイ州スコキー村で、集会とデモを行うと予告。これに対して村側は、カウンティ巡回裁判所にデモの差し止め、それが認められる。加えて村側は、集会を許可制にし、さらに人種や宗教的憎悪を煽動するデモや軍服を着用してのデモや集会を禁止する条例を可決する。これに対してネオナチ団体側は、巡回裁判所のデモ差し止め停止と、可決された村の条例を違憲であるとして提訴した。村側は、ネオナチの主張は虚偽であり、デモは暴力を煽動し、住民に深刻な心理的苦痛を与えるとして法規制の必要性を主張したが、連邦控訴裁の判決は、ネオナチ側の訴えを認め、条例自体を無効とした。犯罪行為を直接煽動すると認められない限り、人種、宗教差別的な団体が、発言し、デモや集会を開く権利が認められた¹¹。この判決は、憲法修正第一条が保障する自由の範囲に、ネオナチのデモをする権利が含まれると認めた判例として知られている。

5) 1992年R.A.V.判決¹²

ミネソタ州の白人が多く住む住宅街で、R.A.V. (犯行当時未成年だったためイニシャルと呼ばれた) と仲間の白人少年が、その地域で唯一だった黒人

家庭の住居に侵入し、十字架を燃やした（十字架を焼く行為は歴史的にKKKが黒人を威嚇するために行ってきた行為）。ミネソタ州セントポール市の偏見を動機とした犯罪に関する条例には「十字架を燃やす行為」を規制する条項があり、少年らは有罪判決を受ける。しかし少年側は、十字架を燃やす行為を規制する条項が、表現の自由を侵害するとして州の最高裁に上訴した。州の最高裁の判決はセントポール市の条例を合憲としたが、これを不服としたRAVはさらに連邦最高裁に提訴。最高裁の判決は、歴史的に差別の対象になってきた人々の人権を保障するという目的は評価しつつも、十字架を燃やす行為を罰するセントポールの州法は、ある特定の集団に向けられた罵倒のみを特に禁じるように定めており、内容中立の原則に反しており違憲であるとした。同時に、燃えている十字架を他人の家に置くことは、不法侵入、器物損壊など、ほかの法律で処罰されるべきとした¹³。ブランデンバーク以降の相次ぐヘイトスピーチ規制の違憲判決により、各地の自治体のヘイトスピーチ規制が廃止されるケースが続いた。

6) 2003年ブラック（Black）判決（Black事件とO'mara及Elliot事件の併合審理）

十字架を燃やしたことでオマラとエリオット、続くもう一つの事件でブラックが、脅迫の意図をもって十字架を燃やす行為を禁止するヴァージニアの州法で有罪判決を受けた。州法では、残忍な暴力の歴史と結びつく十字架を焼くという行為が、個人あるいは集団を脅迫する意図の一応の証拠となると規定する。三人はヴァージニア州法が修正第一条に違反するとして州の最高裁に上訴した。ヴァージニア州最高裁は、RAV判決を踏襲し、三人の訴えを認めヴァージニア州法に違憲判決を下す。

それを不服としたヴァージニア州が、連邦最高裁に上訴。十字架を燃やす象徴的行為を規制する法律の合憲性が、再び連邦最高裁で争われることになった。最高裁は、RAV判決を踏襲し、十字架を焼くという行為が、脅迫的メッセージを含むという理由で処罰する法律は違憲であるとした。つまり十字架を焼くことは歴史的に「憎悪のシンボル」ではあるものの、それが脅迫を意図する以外にも、例えば白人至上主義者の儀式などで使われることも

あるため、「十字架を焼くという行為が、個人あるいは集団を脅迫する意図の一応の証拠となる」とする州法は違憲であるとした。その一方で、十字架を焼くという行為に脅迫が認められる場合であれば、処罰することは認められ、脅迫の意図をもってなされた十字架焼却を違法とするヴァージニア州の法律を合憲とした。差別的メッセージは、そのみでは処罰の対象にはならないが、そこに真の脅迫といったような違法行為が含まれたときには処罰の対象になるという。RAV判決との間の整合性については批判も多い。

7) 1989年に出されたミシガン大、1991年ウィスコンシン大学、1993年セントラルミシガン大学、1995年スタンフォード大学のスピーチコード¹⁴に対する判決

1980年代は、マイノリティの学生数が急増した大学でも、非白人や女性に対する差別事件が多発するようになった。そこで反レイシズムを掲げる大学では、差別的な言葉の使用を規制する独自のスピーチコードなどの対応を始めた¹⁵。例えばミシガン大学のスピーチコードでは「人種・エスニシティ・宗教・性・性的指向・信条・出身国・祖先・年齢・婚姻の有無・障害・ベトナム戦争への従軍経験に基づいて、個人に汚名を着せたり、苦痛を与えたりする行為（言語的か身体的かは問わない）」が規制の対象となっていた。

この例が示すように大学のスピーチコードは、州や自治体の法令より広範であることが特徴的であるが、1980年代後半から1990年代にかけて、これらスピーチコードの合憲性も法定で争われることになった。連邦地裁が下した判決は、それらが過度に広範で、特定の見解を規制するものであるとして、いずれも無効を言い渡している¹⁶。

以上概観したように、連邦最高裁の判決は、1960年代以降、言論の自由を優先する方向に転換したように見える。しかし、部分的とはいえ2000年以降は、再びヘイトスピーチ規制を容認する姿勢も見られ、そこには批判的人権理論の影響が少なからずあると指摘されている。批判的人権理論は、差別の歴史を背景にするヘイトスピーチを、マイノリティの尊厳を脅かし、差別や暴力を煽動する行為だととらえる規制推進派の議論だ。最高裁の判決にも影響を及ぼしたとされる批判的人権理論は、言論の自由擁護派の主張に対して、

どのような議論を展開しているのか。次のセクションではそれぞれの論点について考察する。

5. 言論の自由擁護派の主張と批判的人権理論

5.1 思想の自由市場

2016年から2017年にかけて、ヘイトクライムが16%も増加した要因として、SNSを通じたヘイトスピーチやフェイクニュースの拡散を指摘する声は大きい¹⁷。ヘイトクライムに結び付くヘイトスピーチの害悪の深刻さは、規制推進派、言論の自由擁護派を問わず、広く社会で認識されているといえる¹⁸。それでも言論の自由擁護派は、行為としてのヘイトクライムを法的に規制することは必要だが、表現にまで規制を広げることは、自由な社会を脅かすとして懸念する。

アメリカ社会では、言論を法規制することに反対する意見は根深く、代表的な論者には、ポルノグラフィの規制をめぐる論争で有名な、法哲学者のロナルド・ドウォーキン（Ronald Dworkin）やジャーナリストで活動家のジョナサン・ローチ（Jonathan Rauch）、大学でも教鞭をとるジャーナリストのアンソニー・ルイス（Anthony Lewis）など¹⁹がいる。他にもたくさんの論者がそれぞれの切り口から言論の自由擁護の議論をしているのだが、ここでは、最もコアな議論とされる「思想の自由主義」に焦点をあてる。

「思想の自由市場」²⁰とは、市場の自由競争のなかで、価値を認められた商品だけが生き残っていくように、思想も自由な論争を通じて切磋琢磨、淘汰されていくべきものであり、政府によって規制されるべきものではないという考えである。民主主義社会はあらゆる考えの表明が許され、自由な議論が可能でなければならない。内容の善悪や価値判断、真理の追及は、取り締まりによってではなく、自由な議論を尽くす中で行われるべきであるとする。いかなる言論であれ、その言論の中身を理由に政府が介入することは、表現の自由を委縮させ、その枠組み自体を脅かすことになりかねない。言論の自由のもとでは、有害な言論もあらわれるだろうが、そのような言論も政府によって規制されるのではなく、自由な議論の中で、自律的に淘汰されるべき

だという立場だ。また言論を規制によって抑圧しても、ヘイトの根本的解決にはならない点、また言論を規制する法律によってではなく、脅迫罪などのような他の法律を適用することで対応できる点などを指摘している。ではこのような主張に対して規制推進派はどのような反論をしているのだろうか。

5.2 批判的人権理論

ヘイトスピーチの法規制を訴える、公民権運動を継承する理論²¹は、批判的人権理論 (Critical Race Theory) として知られている。代表的な論者には、リチャード・デルガド (Richard Delgado)、マリ・マツダ (Mari J Matsuda)、リチャード・ローレンス3世 (Charles R Lawrence III) などがいて、それぞれマイノリティの立場からの論を展開している。共通する問題意識は、ヘイトスピーチの害悪や深刻さを考えるときに、マイノリティの視点から分析する重要性や、自由や平等の議論の前に、構造化された歴史的、社会的差別を考慮する必要性を強調する点などである。また批判的人権理論は、理論であると同時に、その実践によりマジョリティとマイノリティの間にある非対称性を解消していこうとする運動でもある²²。ここでは批判的人権理論の論点を二つ紹介することにする。

まず批判的人権論は、言論の自由擁護派が主張する「思想の自由市場論」の前提に潜む、マジョリティとマイノリティの非対称性を問題視する。「思想の自由市場理論」は、社会の構成員としての個人が、自由に発言できる社会を前提としている。しかし歴史的差別の文脈で、社会の構成員としての肯定感から疎外されてきたマイノリティは、そのような「自由な議論ができる個人」の前提から排除されている。公の場で自分の意見がリスペクトをもって聞いてもらえるのか、自分の意見が議論に値するのか、意見を言えば将来仕事で不利益を被ることはないのか、あるいは自分の意見がマイノリティの間にある規範を破るのではないかなど、様々な要因がマイノリティを沈黙させてきた。

政府が「自由な議論」の大義名分のもと、ヘイトスピーチに不介入の立場を貫くことは、自由な議論からマイノリティが疎外されている現状を肯定し、

それを助長することになる。個人が自由に発言することができる社会を「前提」とする議論は、マジョリティの視点をスタンダードにしており、そのような土壌で、マイノリティが対等に議論することは困難だという指摘だ。マイノリティが委縮したり、身の危険を感じたりすることなしに、思想の自由市場に参加できるようにするためには、政府がヘイトスピーチを取り締まり、マイノリティの尊厳を守る積極的な処置をしなくてはならない。尊厳とは根本的な安心感や所属意識であり、自由な社会活動や討論に参加するための最低条件である。

批判的人権理論は、既得権として尊厳を享受するマジョリティは、自分たちの優位性やマイノリティとの間にある非対称性に無自覚であり、そのことが差別の構造を無意識化してしまうと指摘する。マジョリティが無自覚性に向き合い、不利な立場に置かれてきたマイノリティの状況を理解し、社会が非対称性の解消にコミットしない限り、思想の自由市場理論は機能しないと主張するのだ²³。

次に批判的人権理論は、言語と行為の二分化を批判し、差別発言と差別行為の連続性を指摘する。これはすでにヘイトスピーチ規制に乗り出している国々が強調する点でもあるが、第二次世界大戦中のナチスドイツによる数百万人ものユダヤ人の虐殺も、1994年にルワンダで起こったツツ族によるツツ族の大虐殺も、民族的少数者に対するヘイトスピーチが民族間の憎悪を煽り、人々を扇動したことが大きな原動力になったと指摘されている。

日々の言葉の中で繰り返されるマイノリティをターゲットにした虚構の断罪や侮蔑や憎しみの言葉は、それにさらされる人々の心に、これらの人は本質的に自分たちと同じではないのだ、自分たちに危害を加える敵なのだ。だから殺してしまってもいい、むしろ早く殺してしまわなくてはならない、というような虚構を打ち立てる。

ブライアン・レヴィン (Brian Levin)²⁴は、ヘイトスピーチと暴力の連続性を「人種の偏見、偏見による行為、差別、暴力行為、ジェノサイド」という5段階の憎悪のピラミッドで表し、ヘイトクライムとヘイトスピーチの連続性を指摘した。同様に、チャールズ・ローレンス三世も「レイシズムは

100%言論であり、100%行為である」という言葉で行為とスピーチの線引きを批判している。

言葉は人々や社会認識を構成する要素であり、それは私たちの世界観を作る。ヘイトスピーチは、差別の歴史をよみがえらせ暴力を煽動し、マイノリティを威嚇するだけでなく、社会全体を憎悪で揺さぶろうとする。差別はまさに言葉によって作り上げた実体によってもたらされるのであり、ヘイトクライムとヘイトスピーチの線引きはできないという観点から、ヘイトスピーチ規制の必要性を訴える主張だ。

6. 結び

自由と独立を求めて武器を手にした独立戦争に始まり、奴隷解放、公民権運動、アフターマティブアクション、フェミニズム、マイノリティやLGBTQの権利運動などを展開してきたアメリカ社会には、自由や公正というものが、与えられたものではなく、歴史の中で自ら勝ち取ってきたものであるという自負がある。もちろん、具体的に何が自由で何が公正かといったことは簡単に定義できるものではないし、様々な考え方があり、時には対立することもある。しかしアメリカ社会のアイデンティティには「常に自由と公正を希求していく歴史」が刻まれているのではないだろうか。

だから言論の自由に重きを置くヘイトスピーチ規制慎重派の議論と、公正に重きを置くヘイトスピーチ規制派の議論のぶつかりは、歴史のプロセスそのものであり、アメリカのアイデンティティ構築の歴史でもある。この論考では、ヘイトスピーチについて考えるとき、その社会に埋め込まれた差別の歴史を排除して考えることはできないことを確認した。アメリカだけでなくどの国も差別の歴史からは自由ではない以上、ヘイトスピーチが、マイノリティを再び差別の文脈に引き戻し、その尊厳を脅かし、対等な社会参加から排除する力となるのは、国境を越えて共通の問題である。組織的な差別の禁止が実現しても、社会的、心理的差別が簡単にはなくなるのも普遍なことだ。

日本においても、在日コリアンに対する悪質なケースなど、ヘイトスピー

チの問題²⁶が指摘されて久しいが、多くの人がこの問題に関心を持ち、十分な議論がなされているとはいいいがたい。近年外国人労働者の受け入れ、共生社会を目指す未来へとかじ取りをした日本においても、ヘイトスピーチに対する認識を深め、無意識に潜んでいる差別意識に向き合うことは、重要な課題だと思われる。その時、まずアメリカの事象を考えることは、客観的視点から差別の構造や狡猾さをとらえることを容易にし、日本社会での自由と公正を考える助けになるのではないだろうか。

脚注

- ¹ ヘイトスピーチには固定化した定義はなく、研究者によってまた時代によって若干の違いがみられる。例えば明石（2014）は「人種、民族、国籍、宗教、性別、性的指向など、個人では変更困難な属性に基づいて侮辱、煽動、脅迫などを行うこと」としている。また師岡（2013）は、ヘイトスピーチは人種、民族、性などのマイノリティに対する差別に基づく攻撃を指すもので、「憎悪表現」という直訳ではなく、「差別扇動」と意識することが適切であるとしている。この論考では在日本大韓民国民団中央本部の人権擁護委員会のパンフレットにある定義を使った。
- ² 詳しくはBleich（2011）Chapter4を参照
- ³ 社会に広く自由競争原理を適用するためには、マジョリティとマイノリティの間にある社会的不平等を解消しなくてはならないが、多くの場合、人々はそのように社会に内在する不平等を十分に認識できていないという指摘は、批判的人権理論へと発展していく。
- ⁴ カリフォルニア大学デーヴィス校は医学部定員100人のうち16人をマイノリティ枠としていた。そこで点数ではマイノリティの合格者より高かったのに二年連続不合格になった白人男性が不合格は人種を理由にした差別であるとして大学理事会を訴えた。
- ⁵ 1997年の統計からは障がい者も加えられた。
- ⁶ 聞き手に対して非常に侮辱的で攻撃的で、即座に暴力的反応をひきおこす蓋然性が高い中傷。
- ⁷ しかし集団の名誉棄損が言論の自由の枠外であり、取り締まりの対象になるという最高裁の判決への批判も多く、イリノイ州も問題となった法令を廃止した。

- ⁸ 最高裁の見解は、言論の自由は、言論がなされる時間、場所、方法については制限を受けるが、その「内容」によっては制限を受けないとする。つまり内容がどれだけ差別的であっても思想としては保護されるという立場である。内容を理由に表現を制限することは、言論の自由を侵害すると考えるのだ。
- ⁹ 言論の自由の擁護と差別撤廃派の主張は対立軸で考えられることが多いが、明石(2014)は、1960年代以降に最高裁が言論の自由擁護の方向へと変遷した背景に、公民権運動期間中において「言論の自由」が運動家の権力批判の発言を守ってきた点を指摘し、差別撤廃運動と言論の自由擁護の連続性を指摘している。
- ¹⁰ 詳しい裁判の内容は榎透(2006)を参照。
- ¹¹ スコーキー村は連邦最高裁に提訴したが、最高裁は受理を拒否した。
- ¹² R.A.V.判決Black判決についての詳細は、榎(2006)を参照。
- ¹³ この最高裁判所の判決について、ブライシュ(2014)は以下のように述べている。「キリスト教の十字架を焼くことは白人至上主義の強烈な象徴であり、KKKがアフリカ系アメリカ人を脅かすために頻繁に用いてきたものである。…多くの市民、州、および地方自治体は「十字架を焼くことは今なお悪質な憎悪の象徴」であり犯罪訴追の対象となるべきだ、という連邦司法省の見解に賛同している。しかし連邦最高裁にとってこの問題は、十字架を焼くことを禁じる法律は憲法上保護される象徴的言論を対象としているかどうか、という問題なのである。137-8」
- ¹⁴ 大学以外でも、例えば公共場交通システムなどでも独自のスピーチコードを設けている場合もあり、そこでも修正第一条に違反するかどうかの裁判が行われている。例えば小谷順子(2018)は、公共交通システムにおけるヘイト表現規制について分析している。
- ¹⁵ 1990年までに60%以上の大学が何らかの対策をした。
- ¹⁶ この判決を受けスピーチコードは支持を得にくい状況になり、反対派から揶揄された「ポリティカルコレクトネス」という言葉は、ネガティブな含みを持つようになった感もある。しかしその一方で、スピーチコードによる差別撤廃の取り組みは多くの大学で現在も続いている。
- ¹⁷ 2019年6月、ヘイトスピーチの拡散や過激派を育てる温床になっているとの批判を受けてきたYou tubeは白人至上主義やホロコーストを否定するようなネオナチのビデオの禁止、また年齢、障害、ジェンダー、人種、性的指向、移民ステータス、宗教、国籍などにに基づき個人や団体を差別する映像を禁止する新たなガイドラインを発表した。また米国Tweeterは、政治家や政府高官が、暴力的内容又はヘイトスピーチをツイートした場合、「告知」サインを表示し、閲覧するためには視聴者が「閲覧」をクリックしなくてはならないことをルール化した。
- ¹⁸ 榎(2017)は両者の立場を「規制消極主義」「規制積極主義」とし、共にヘイトスピーチの問題を解消する必要性は共有しているが、ただそのやり方が違うのだと指摘している。つまり法規制でそれを取り締まるのか、もしくは思想の自由市場における対抗言論で解消していくのかという違いである。

- ¹⁹ ポルノグラフィを巡るロナルド・ドウォーキン (Ronald Dworkin) とキャサリン・マッキノン (Catharine Mackinnon A) の論争については『女の生、男の法』上下 (森田成哉・中里見博・武田万里子訳、岩波書店、2011年) をジョナサン・ローチ (Jonathan Rauch) については『表現の自由を脅かすもの』(飯坂良明訳、角川書店、1996年)、アンソニー・ルイス (Anthony Lewis) については『敵対する思想の自由：アメリカ最高裁判事と修正第一条の物語』(池田年穂訳、慶応義塾大学出版、2012年) を参照。
- ²⁰ 1919年のエイブラム対合衆国の裁判で、最高裁判所判事であるホームズ裁判官が述べた法廷意見である。
- ²¹ 明石 (2014) は、批判的人権論者だけでなく、言論の自由推進派も公民権運動を継承しているといえる点を指摘している。
- ²² 詳しくはDelgado, Richard and Stefancic, Jean. (2017)
- ²³ 例えばウォルドロン (2015) はヘイトスピーチが「社会の脆弱な成員の尊厳に対する計算された侮辱であり、同時に包括性という公共財に対する計算された攻撃 (7)」であると指摘している。
- ²⁴ Brian Levin. (2009) “The Long Ark of Justice: Race, Violence, and the Emergence of Hate Crime Law” in Hate Crimes を参照。
- ²⁵ 日本における在日コリアンに対するヘイトスピーチの事例については師岡 (2013) を参照。日本では2016年6月3日に、いわゆるヘイトスピーチ解消法が施行されたが、これは罰則規定のない理念法だ。2019年12月には全国で初めて川崎市で刑事罰付きのヘイトスピーチ規制の条例が可決される見込みである。ヘイトスピーチ解消法以降、聞くに堪えない罵声を浴びせるデモの件数自体は減ったとされるが、より狡猾な差別助長の言論、ネットを使った匿名のヘイトスピーチは依然として蔓延している。

参考文献

Bleich, Erik. (2011) .*The Freedom to be Racist?: How the United States and Europe Struggle to Preserve Freedom and Combat Racism*, Oxford University Press.

Delgado, Richard and Stefancic, Jean. (2017) . *Critical Race Theory 3rd edition*, New York University Press.

明石隆浩 (2014) 「アメリカにおけるヘイト・スピーチ規制論の歴史的文脈：90年代の規制論争における公民権運動の「継承」」『アジア太平洋レビュー』No.11、25-37頁。

桧垣伸次 (2010) 「ヘイト・スピーチ規制と批判的人権理論」『同志社法学』Vol.61

No.7、2347-403 頁。

榎透（2006）「米国におけるヘイト・スピーチ規制の背景」『専修法学論集』No.96、69-111頁。

榎透（2017）「ヘイト・スピーチ規制考—米国の議論を通じて考える、公私区分、国家権力、そして、思想の自由市場—」『専修法学論集』No.129、47-95頁。

小谷順子（2018）「アメリカの公共交通システムにおける憎悪煽動的な意見高校（ヘイトスピーチ）の規制についての一考察」『法學研究：法律・政治・社会』Vol.91、No.1、261-84頁。

ジェレミー・ウォルドロン（2015）『ヘイト・スピーチという危害』（谷澤正嗣、川岸令和訳）みすず書房。

師岡康子（2013）『ヘイト・スピーチとは何か』岩波新書。